

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	避難所運営協議会に対して助成を行い、活動の活性化を図ることにより、震災発生時等の防災対応力が向上し、区民の負託に応えることができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	文京区地域防災計画に基づく、避難所運営計画等に適合するものである。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	公共性、公益性を有する事業であり、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	各避難所における会議、訓練等の活動に支障をきたすことから、防災対応力に多大な影響が生じる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	各避難所運営協議会実施時等に、各協議会へ周知をしている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	文京区避難所運営協議会活動助成金交付要綱に基づき、適正な処理を行っている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	会議で使用する資料作成や訓練資器材に係る費用であり、補助金の交付が必要である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	協議会の開催及び訓練の実施により、災害発生時の対応力向上が図られている。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	補助金を活用し、会議資料や訓練内容の充実化を図ることにより、実践的な訓練の実施が可能であり、災害対応力の向上に効果が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	避難所運営協議会の活動を活性化することにより、災害発生時の防災力が向上し、区民に有益なものとなる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	文京区避難所運営協議会活動助成金交付要綱に基づき、適正な処理を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	避難所運営協議会の円滑な活動を目的とした助成であり、目的と合致している。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	助成金の申請に際して、事業計画書や助成金執行計画の提出を義務付けており、計画に基づいて適正な処理を行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	19	12	9	32
決算(予算)額	1,347	1,597	1,275	3,840
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,347	1,597	1,275	3,840
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	24年度より交付件数は年々減少しており、各協議会に対し積極的な働きかけが必要である。			

5 課題及び今後の方向性

協議会によって助成金の利用頻度が異なり、助成金を申請したことがない協議会があるため、活動のない協議会に対し、訓練に積極的に取り組むよう個別に働きかけを行う。